名称　東京臨海大橋工事東方B灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・八キロメートル）
北緯　三五―三六―三一
東経　一三九―四九―四九
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・六キロメートル）
北緯　三五―三六―二七
東経　一三九―四九―四五
変更年月日　平成二十二年五月十六日
記事　一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧

名称　東京臨海大橋工事東方C灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・八キロメートル）
北緯　三五―三六―三四
東経　一三九―四九―四四
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・七キロメートル）
北緯　三五―三六―三一
東経　一三九―四九―四一
変更年月日　平成二十二年五月十六日
記事　一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧

名称　東京臨海大橋工事東方D灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・九キロメートル）
北緯　三五―三六―三八
東経　一三九―四九―四〇
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・九キロメートル）
北緯　三五―三六―三八
東経　一三九―四九―四〇
変更年月日　平成二十二年五月十六日
記事　一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧

名称　東京臨海大橋工事東方E灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・一キロメートル）
北緯　三五―三六―四二
東経　一三九―四九―三六
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約五・〇キロメートル）
北緯　三五―三六―四〇
東経　一三九―四九―三五
変更年月日　平成二十二年五月十六日
記事　一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧

○海上保安庁告示第百五十三号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年六月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　東京臨海大橋工事東方A灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・八キロメートル）
北緯　三五―三六―三三
東経　一三九―五〇―五三
廃止年月日　平成二十二年五月十七日

名称　東京臨海大橋工事東方B灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・六キロメートル）
北緯　三五―三六―二七
東経　一三九―四九―四五
廃止年月日　平成二十二年五月十七日

名称　東京臨海大橋工事東方C灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・七キロメートル）
北緯　三五―三六―三一
東経　一三九―四九―四一
廃止年月日　平成二十二年五月十七日

名称　東京臨海大橋工事東方D灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・九キロメートル）
北緯　三五―三六―三六
東経　一三九―四九―三八
廃止年月日　平成二十二年五月十七日

名称　東京臨海大橋工事東方E灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約五・〇キロメートル）
北緯　三五―三六―四〇
東経　一三九―四九―三五
廃止年月日　平成二十二年五月十七日

名称　東京臨海大橋工事東方F灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約五・一キロメートル）
北緯　三五―三六―四二
東経　一三九―四九―三九
廃止年月日　平成二十二年五月十七日

名称　東京臨海大橋工事東方G灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約五・一キロメートル）
北緯　三五―三六―四四
東経　一三九―四九―三九
廃止年月日　平成二十二年五月十七日

○防衛省告示第百七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年六月二十一日（予備、同月二十二日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年六月二十一日（予備、同月二十二日）〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年六月二十三日及び同月二十四日（予備、同月二十五日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒